

別表 1

補助金交付の対象となる事業、補助対象経費及び交付金額

区分	交付の対象となる事業	補助対象経費	交付金額
太陽熱利用	1. 経済産業省の地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（再生可能エネルギー熱事業者支援事業）交付要綱（20170221財資第7号）第3条の規定に基づき、一般社団法人環境共創イニシアチブが定めた地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（再生可能エネルギー熱事業者支援事業）交付規程（以下「熱事業者支援交付規程」という。）第3条に定める太陽熱利用の設備を導入する事業で、県内の医療・福祉施設等で熱事業者支援交付規程に基づき交付決定を受けた事業	熱事業者支援交付規程に定める対象事業費から熱事業者支援交付規程に基づき受けた交付決定額を除いた額	補助対象経費の2分の1以内の額
	2. 環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）交付要綱（平成28年4月1日付け環政計発第1604017号）第3条及び再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業実施要領（平成28年4月1日付け環政計発第1604018号）の規定に基づき、公益財団法人日本環境協会が定めた平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）交付規程（以下「熱自立交付規程」という。）第3条に定める太陽熱利用の設備を導入する事業で、県内の医療・福祉施設等で熱自立交付規程に基づき交付決定を受けた事業	熱自立交付規程に定める対象事業費の合計額	ア 事業実施者が市町村（市町村により設立された地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）の場合 補助対象経費の6分の1以内の額 イ 事業実施者がア以外の者の場合 補助対象経費の4分の1以内の額 なお、ア及びイともに精算時に交付決定額からの増額はしないものとする。

区分	交付の対象となる事業	補助対象経費	交付金額
地熱・地中熱利用	<p>1. 熱自立交付規程第3条に定める地熱利用の設備を導入する事業で、県内の公共施設等で熱自立交付規程に基づき交付決定を受けた事業</p>	<p>熱自立交付規程に定める対象事業費の合計額</p>	<p>ア 事業実施者が市町村の場合 補助対象経費の6分の1以内の額 イ 事業実施者がア以外の者の場合 補助対象経費の4分の1以内の額 なお、ア及びイともに精算時に交付決定額からの増額はしないものとする。</p>
地中熱利用	<p>2. 熱事業者支援交付規程第3条に定める地中熱等利用の設備を導入する事業で、県内の公共施設等で熱事業者支援交付規程に基づき交付決定を受けた事業</p>	<p>熱事業者支援交付規程に定める対象事業費から事業者支援交付規程に基づき受けた交付決定額を除いた額</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内の額</p>
水素等利用	<p>経済産業省の燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金交付要綱（平成21・03・06財資第9号）第2条の規定に基づき、一般社団法人燃料電池普及促進協会が定めた燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金（家庭用燃料電池システム導入支援事業）交付規程（以下「燃料電池交付規程」という。）第4条に定める設備を導入する事業で、燃料電池交付規程に基づき交付決定を受けた事業 ただし、設備の更新の場合は、交付の対象外とする。</p>	<p>燃料電池交付規程に定める対象事業費から燃料電池交付規程に基づき受けた交付決定額を除いた額</p>	<p>1件当たり10万円以内。 ただし、補助対象経費が10万円未満の場合は、その金額以内</p>

別表 2

第 4 条に定める交付申請書に添付する書類

区分	添付書類
太陽	1. 熱事業者支援交付規程第 5 条に定める交付の申請の際に提出した書類一式の写し 2. 熱事業者支援交付規程第 6 条に基づく交付決定通知書の写し※ 又は
熱	1. 熱自立交付規程第 5 条に定める交付の申請の際に提出した書類一式の写し 2. 熱自立交付規程第 7 条に基づく交付決定通知書の写し※
地熱 ・ 地中熱	1. 熱自立交付規程第 5 条に定める交付の申請の際に提出した書類一式の写し 2. 熱自立交付規程第 7 条に定める交付決定通知書の写し※ 又は 1. 熱事業者支援交付規程第 5 条に定める交付の申請の際に提出した書類一式の写し 2. 熱事業者支援交付規程第 6 条に基づく交付決定通知書の写し※
水素等	1. 燃料電池交付規程第 7 条、第 8 条に定める申込・交付申請の際に提出した書類一式の写し 2. 燃料電池交付規程第 9 条、第 10 条に定める申込受理・交付決定の通知の写し※

なお※印の書類については、交付決定等を受けた時点で提出すること。

提出することは、島根県が交付決定等を行う条件となる。

別表 3

第 6 条第 1 号に定める知事の承認を受ける必要がある事由

区分	添付書類
太陽熱	1. 熱事業者支援交付規程第 8 条に定める申請の取下げの届出を行ったとき 2. 熱事業者支援交付規程第 10 条に定める計画変更の承認申請を行ったとき 3. 熱事業者支援交付規程第 12 条に定める事故の報告を提出したとき 4. 熱自立交付規程第 6 条に定める変更交付申請を行うとき 5. 熱自立交付規程第 8 条第 3 号に定める計画変更の承認申請を行ったとき 6. 熱自立交付規程第 8 条第 4 号に定める中止（廃止）の承認申請を行ったとき 7. 熱自立交付規程第 8 条第 5 号に定める遅延報告書の提出を行ったとき 8. 熱自立交付規程第 9 条に定める申請の取下げの申し出を行ったとき
地熱地中熱	1. 熱自立交付規程第 6 条に定める変更交付申請を行うとき 2. 熱自立交付規程第 8 条第 3 号に定める計画変更の承認申請を行ったとき 3. 熱自立交付規程第 8 条第 4 号に定める中止（廃止）の承認申請を行ったとき ・ 4. 熱自立交付規程第 8 条第 5 号に定める遅延報告書の提出を行ったとき 5. 熱自立交付規程第 9 条に定める申請の取下げの申し出を行ったとき 6. 熱事業者支援交付規程第 8 条に定める申請の取り下げの届出を行ったとき 7. 熱事業者支援交付規程第 10 条に定める計画変更の承認申請を行ったとき 8. 熱事業者支援交付規程第 12 条に定める事故の報告を提出したとき
水素等	1. 燃料電池交付規程第 12 条に定める申請の取下げの届出を行ったとき 2. 燃料電池交付規程第 14 条第 1 項に定める計画変更の承認申請を行ったとき 3. 燃料電池交付規程第 15 条に定める中止の報告を行ったとき 4. 燃料電池交付規程第 16 条第 1 項に定める補助事業の完了期限の延期承認申請を行ったとき

別表 4

第 7 条第 1 項に定める変更等承認申請書に添付する書類

区分	添付書類
太陽熱	<p>熱事業者支援交付規程第 8 条に定める申請の取下げの届出の際に提出した書類一式の写し 又は</p> <p>1. 熱事業者支援交付規程第 10 条に定める計画変更の承認申請の際に提出した書類一式の写し 2. 熱事業者支援交付規程第 10 条第 2 項に定める計画変更承認の写し※</p> <p>又は</p> <p>熱事業者支援交付規程第 12 条に定める事故報告書を提出した際の書類一式の写し 又は</p> <p>1. 熱自立交付規程第 6 条に定める変更交付申請を行う際に提出する書類一式 2. 熱自立交付規程第 7 条に基づく変更交付決定通知書の写し※</p> <p>又は</p> <p>1. 熱自立交付規程第 8 条第 3 号に定める計画変更の承認申請の際に提出した書類一式の写し 2. 熱自立交付規程第 8 条第 3 号に基づく計画変更承認の写し※</p> <p>又は</p> <p>1. 熱自立交付規程第 8 条第 4 号に定める中止（廃止）承認申請の際に提出した書類一式の写し 2. 熱自立交付規程第 8 条第 4 号に基づく中止（廃止）承認の写し※</p> <p>又は</p> <p>熱自立交付規程第 8 条第 5 号に定める遅延報告書の提出を行った際の書類一式の写し 又は</p> <p>熱自立交付規程第 9 条に定める申請の取下げの申し出を行った際の書類一式の写し</p>

区分	添付書類
地熱中熱	<p>1. 熱自立交付規程第 6 条に定める変更交付申請を行う際に提出する書類一式</p> <p>2. 熱自立交付規程第 7 条に基づく変更交付決定通知書の写し※</p> <p>又は</p> <p>1. 熱自立交付規程第 8 条第 3 号に定める計画変更の承認申請の際に提出した書類一式の写し</p> <p>2. 熱自立交付規程第 8 条第 3 号に基づく計画変更承認の写し※</p> <p>又は</p> <p>1. 熱自立交付規程第 8 条第 4 号に定める中止（廃止）承認申請の際に提出した書類一式の写し</p> <p>2. 熱自立交付規程第 8 条第 4 号に基づく中止（廃止）承認の写し※</p> <p>又は</p> <p>・ 熱自立交付規程第 8 条第 5 号に定める遅延報告書の提出を行った際の書類一式の写し</p> <p>又は</p> <p>熱自立交付規程第 9 条に定める申請の取下げの申し出の際に提出した書類一式の写し</p> <p>又は</p> <p>熱事業者支援交付規程第 8 条に定める申請の取下げの届出の際に提出した書類一式の写し</p> <p>又は</p> <p>1. 熱事業者支援交付規程第 10 条に定める計画変更の承認申請の際に提出した書類一式の写し</p> <p>2. 熱事業者支援交付規程第 10 条第 2 項に定める計画変更承認の写し※</p> <p>又は</p> <p>熱事業者支援交付規程第 12 条に定める事故報告書を提出した際の書類一式の写し</p>
水素等	<p>燃料電池交付規程第 12 条に定める申請の取下げの際に提出した書類一式の写し</p> <p>又は</p> <p>1. 燃料電池交付規程第 14 条第 1 項に定める計画変更の承認の際に提出した書類一式の写し</p> <p>2. 燃料電池交付規程第 14 条第 3 項に定める計画変更承認通知書の写し※</p> <p>又は</p> <p>燃料電池交付規程第 15 条に定める中止の報告の際に提出した書類一式の写し</p> <p>又は</p> <p>1. 燃料電池交付規程第 16 条第 1 項に定める補助事業の完了期限の延期承認申請の際に提出した書類一式の写し</p> <p>2. 燃料電池交付規程第 16 条第 2 項に定める完了期限延期承認通知書の写し※</p>

なお、※印の書類については、変更承認等を受けた時点で提出すること。

提出は、島根県が変更承認等を行う条件となる。

別表 5

第 8 条第 1 項に定める実績報告書に添付する書類

区分	添付書類
太陽熱	1. 熱事業者支援交付規程第 1 4 条に定める実績報告の際に提出した書類一式の写し 2. 熱事業者支援交付規程第 1 6 条第 1 項に定める額の確定通知の写し※ 又は 1. 熱自立交付規程第 1 1 条第 1 項に定める実績報告の際に提出する書類一式の写し 2. 熱自立交付規程第 1 2 条第 1 項に定める交付額確定通知書の写し※
地熱・地中熱	1. 熱自立交付規程第 1 1 条第 1 項に定める実績報告の際に提出する書類一式の写し 2. 熱自立交付規程第 1 2 条第 1 項に定める交付額確定通知書の写し※ ・ 又は 1. 熱事業者支援交付規程第 1 4 条に定める実績報告の際に提出した書類一式の写し 2. 熱事業者支援交付規程第 1 6 条第 1 項に定める額の確定通知の写し※
水素等	1. 燃料電池交付規程第 1 7 条、第 1 8 条に定める補助事業完了報告の際に提出した書類一式の写し 2. 燃料電池交付規程第 1 9 条、第 2 0 条に定める確定通知書の写し※

なお、※印の書類については、確定等を受けた時点で提出すること。

提出は、島根県が確定等を行う条件となる。